

議案第 80 号

松阪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

松阪市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年松阪市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

松阪市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年松阪市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 7 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。